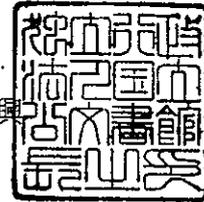


国公文 第 85 号
平成 20 年 3 月 24 日

内閣総理大臣
福田 康夫 殿

独立行政法人 国立公文書館長
菊池 光 興



歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管について（意見）

国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）第 15 条第 3 項に基づき、平成 19 年 12 月 26 日付け府管第 165 号をもって意見照会があった標記のうち、平成 19 年 12 月 27 日付け国公文第 482 号をもって別途意見を申し述べることにした件について、下記のとおり当館の意見を申し述べますので、よろしくお取り計らい願います。

記

○ 当初申出のなかった行政文書について

次の府省庁等が保有する別添の行政文書については、当館に移管を受けることが適当であると考えます。

内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院

当館に移管を受けることが適当であると認められる行政文書

平成20年3月24日現在

府省庁等名	行政文書ファイル数		
	当初の申出(※)	追加の申出	協議に係る文書
内閣官房	28 (5)		6
内閣法制局	777		0
人事院	29 (6)	1	9
内閣府	146 (6)		152
公正取引委員会	30		6
警察庁	106		7
金融庁	34 (1)		25
総務省	111 (23)	119	44
法務省	170 (18)	40 (10)	23
財務省	819 (11)	56	2
文部科学省	1,165 (5)		2
厚生労働省	33 (75)	354	243
農林水産省	423 (59)		21
経済産業省	634 (5)	2	123
国土交通省	548 (42)		54
環境省	434 (4)		58
防衛省	270 (83)	524	82
会計検査院	22 (33)		1
小計	5,779 (376)	1,096 (10)	858
合計			1,954 (10)
総計			7,733 (386)

括弧内の数値は広報資料の件数で外数

(※ 当初の申出については平成19年12月27日付け国公文第482号により意見提出済み)